平成２１年（フ）第２７１号
鳥取県鳥取市河原町高福67番地、旧住所鳥取県岩美郡岩美町大字長谷823番地
債務者　田村　君幸
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７６号
鳥取県鳥取市南吉方２丁目51番地５　フリークスＡ102号、旧住所鳥取県鳥取市今町２丁目286番地　モータウンマンション203号
債務者　大森　麻子（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７７号
鳥取県鳥取市湖山町南１丁目768番地１　シュウフレグランスＥ―202号
債務者　玉尾真理子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０１号
鳥取県境港市新屋町752番地
債務者　足立　　正
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第４１６号
愛媛県伊予郡砥部町宮内273番地
債務者　山根　禮子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５８３号
愛媛県松山市堀江町甲659番地33
債務者　佐伯　清隆
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５９６号
愛媛県松山市富久町515番地　富久団地３棟11号
債務者　松友眞佐江
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６１６号
愛媛県松山市堀江町甲888番地10
債務者　西崎　恭充
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３９８号
福岡県久留米市上津２丁目８番12―301号
債務者　寺崎　智寿
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第５２２号
大分県別府市大字鶴見4546番地の123
債務者　前田　雅美
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４６７号
鹿児島県日置市伊集院町下谷口2544番地１
債務者　福永健一郎
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６２９号
鹿児島県鹿児島市上福元町6599番地　西谷山ハイツ203号
債務者　本木下和可
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１３７号
鹿児島県姶良郡湧水町木場229番地12
債務者　鞍掛　民治
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１５５号
鹿児島県霧島市隼人町西光寺2774番地１
債務者　大山　孝子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１６１号
鹿児島県霧島市国分中央１丁目19番71号
債務者　秋葉　　茂
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１６５号
鹿児島県霧島市国分名波町22番18―305名波ハイタウン
債務者　牧　　満代
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１６７号
鹿児島県霧島市隼人町姫城1011番地３
債務者　古賀　史憲
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１１１号
岩手県北上市常盤台１丁目７番４―207号　雇用促進住宅
債務者　菅　　義夫
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
盛岡地方裁判所花巻支部